

昭和四十七年総理府令第六十六号

農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百四号）第二条第二項の規定に基づき、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める総理府令を次のように定める。

（試料の採取）

第一条 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令第二条第一項第三号の要件に該当するかどうかの判定のために行なう銅の量の検定（以下「検定」という。）のための試料を採取する場合は、検定に係る農用地の面積のおおむね二・五ヘクタールにつき一個所の割合で、選定しなければならない。

2 検定のための試料の採取は、前項の規定により選定されたほ場の水口地点、中央地点及び水尻地点を結ぶ線を三等分し、それらの線のおおのの中央地点（以下「試料採取地点」という。）において、行なわなければならない。

3 検定のための試料は、試料採取地点の地表からおおむね十五センチメートルまでの土壌を採取し、これを風乾した後、非金属製の二ミリメートルの目のふるいを通して得た土壌を十分混合して、採取しなければならない。

（検定の方法）

第二条 検定は、別表に掲げる方法により試薬及び試料液の調製、検定の操作並びに試料の水分の測定を行ない、その結果に基づき、附録の算式により算出して、行なわなければならない。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年六月一日総理府令第五八号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年八月一四日総理府令第九四号）

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

別表（第二条関係）

別表（第二条関係）

| 区 分 | 方 法 |
|------------------------------|--|
| 一 試薬 の調製 | |
| (一) 〇・ 一モル毎 リットル塩 酸 | 希塩酸(塩酸(三十五パーセント以上)と蒸留水を容量比一対一の割合で混合したもの)をガラス製蒸留器で蒸留して得た共沸混合物を蒸留水で〇・一モル毎リットルとなるように希釈する。 |
| (二) 銅 標準原液 | 標準試薬銅(九十九・九七パーセント以上)一・〇〇〇グラムを少量の硝酸(六十パーセント以上)に溶かした後、約百ミリリットルの蒸留水を加えて煮沸し、冷却後、蒸留水を加えて一・〇〇〇リットルとする。 |
| (三) 銅 標準液 | 使用の都度、銅標準原液を〇・一モル毎リットル塩酸で百倍に希釈する。 |
| 二 試料 液の調製 | 試料十・〇グラムを容量百ミリリットルの広口びんに入れ、〇・一モル毎リットル塩酸五十・〇ミリリットルを加えて、これを恒温水平振り混ぜ機で摂氏約三十度に保つて約一時間振り混ぜた後、乾燥ろ紙(日本工業規格五種Bのもの)でろ過する。 |
| 三 検定 の操作 | 試料液(銅の含有量が試料液一リットルにつき十五ミリグラムを超える場合にあつては、銅の含有量が試料液一リットルにつき十五ミリグラム以下になるよう〇・一モル毎リットル塩酸でn倍に希釈する。)を原子吸光分光光度計にかけ、三千二百四十七オングストロームの波長で吸光度(A)を測定する。 |

附録

$$C = \frac{2C_1 + C_2 + C_3}{4}$$

C は、銅濃度（単位 土壌一キログラムにつきミリグラム）

C_1 、 C_2 及び C_3 は、試料採取地点（ C_1 は、水口地点に直近の試料採取地点とする。）の銅濃度であつて次の算式により算出されるもの

$$50 \times n \times \frac{A - A_0}{A_s - A_0} \times \frac{W_1}{W_2}$$

n、A、 A_0 、 A_s 、 W_1 及び W_2 は、それぞれ別表に規定する n、A、 A_0 、 A_s 、 W_1 及び W_2